

手向地区「まちづくり協定」締結に係る空き家対策の取組み

【背景】

- ・市では、歴史的風致維持向上計画に羽黒手向地区を重点地区に位置付け、修景整備補助制度を創設等、門前町の維持向上と魅力あるまちづくりを推進
- ・地区では、「まちづくり協定」を定め、地域の独自の文化と歴史を守り育てる取組みが行われている。
- ・令和4年「住まいのまちなみ賞」を受賞、令和6年「世界の持続可能な観光地トップ100」に選ばれている。

これを受けて、市、地域及び民間が協働で「地域一体型」の歴史・観光まちづくりを目指し、手向地区との「まちづくり協定」を締結。（令和7年8月）

【「まちづくり協定」締結地区における空き家対策】

① 管理不全空家等の調査 新規

地域独自の文化と歴史を守り育てる取組みが行われている手向地区においては、門前町手向地区のまちなみ景観形成事業の重点整備区域等の沿線の空き家について、「管理不全空家等」の調査を行い、所有者等に対し、空き家の適正管理を促すとともに、地区のまちづくりに寄与する。

手向地区：18棟の調査 ⇒ うち2棟を認定、指導（Cランク空き家）

※Cランク空き家：大規模な修繕が必要で再利用困難である、適正管理が必要な空き家

② 鶴岡市危険空き家等解体補助金（地域まちづくり事業型） 追加

住民自治組織と市がまちづくり協定を結んだ地域について、危険空き家解体補助金（個人型・地域団体支援型）の要件緩和と補助額を拡大し、地域の魅力の維持・向上を図る。

補助金の種類	概要	対象となる建築物
個人型	危険な状態になっている住宅の除却費用の4割以内（ <u>最大75万円</u> ）を補助 ※50万円→75万円（拡充）	市の不良判定基準に基づき判定した評点が <u>50点以上</u>
地域団体支援型	危険な状態になっている住宅や物置塙等の除却費用（ <u>最大100万円</u> ）を補助（10割） ※75万円→100万円（拡充）	の建築物 ※100点以上→50点以上（緩和）

今後は、「まちづくり協定」締結の地区について、全市に適用する